

居宅介護 重要事項説明書

(第5版)

はんだヘルパーステーション

はんだヘルパーステーション居宅介護 重要事項説明書

(令和6年7月1日現在)

1. 事業者の概要

- ・法人名 医療法人社団 親和会
- ・法人所在地 大分県大分市大字上判田3433番地
- ・電話番号 097(597)0093
- ・FAX番号 097(597)6231
- ・代表者名 理事長 衛藤 龍
- ・法人の沿革・特色
1968年10月1日に法人設立。地域の医療・介護・福祉・保険ネットワーク作りを念頭に、地域医療・地域福祉を展開している。
- ・法人が所有する営業所の種類
衛藤病院 えとう内科病院 介護老人保健施設親和園
グループホームふかまち・くりやた・しもばる
住宅型有料老人ホーム和らぎの里
はんだ介護保険支援センター はんだヘルパーステーション

2. 事業所の概要

- ・事業所の名称 はんだヘルパーステーション
- ・事業所の所在地 大分県大分市中判田1950番地の1
- ・電話番号 097(597)8976
- ・FAX番号 097(597)6363
- ・通常のサービス提供地域 大分市・豊後大野市犬飼町・由布市狭間町
- ・営業日及び営業時間
事業所営業日 : 月曜日から土曜日
事業所営業時間 : 8:30~17:30
※原則として12月30日から1月3日までを除きますが、必要に応じて対応します。
※上記の営業日、営業時間外も、電話等により常時連絡可能な体制となっております。
- サービス提供日 : 月曜日から日曜日(365日可能です。)
サービス提供時間 : 8:00~18:00
※必要に応じて早朝(6:00~8:00)夜間(18:00~22:00)深夜(22:00~6:00)も対応可能となっております。
- ・事業所番号 4410101192
- ・運営方針
一人ひとりの利用者にあった個別対応、きめの細かい対応を心掛けます。

- ・自己評価の実施状況
月に1回の定例会議にて現状の問題点について随時協議し評価をしています。
また、年に1回サービス提供状況及びマニュアルのチェックをしています。
- ・第三者評価の実施状況
現在のところ第三者による評価は実施しておりません。
- ・職員への研修の実施状況
月1回の定例会議での研修体制を確立、法人内の研修への参加や外部研修への積極的参加を随時推奨しています。

3. 事業所の職員体制

職 種	常勤 (人)	非常勤 (人)	資 格 等
管 理 者	1 名		
サービス提供責任者	1 名以上		介護福祉士
ヘルパー		2 名以上	介護福祉士・ヘルパー 2 級
事 務 員	1 名以上		

4. 主たる対象者

身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者

5. 当事業所のサービス利用に際し留意していただきたい事項

- ・契約の期間中、地震、火災、噴火等その他事業所の責に帰すべからざる事由により、サービスの実施ができなくなった場合には、当事業所は利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負えないものとします。
- ・当事業所のスタッフは利用者より金品の授受や、食事、飲料の提供につきましてはお断りさせていただくこととしております。ご理解とご協力をお願いします。

6. サービスの内容

(1) 身体介護

- ・食事介助
食事を行うための準備、食事状態の観察、食事の確認、摂食行為の援助、食後の下膳、食後の観察、摂食状態や摂食量の記録
- ・排泄介助
失禁の有無の確認、排泄希望の確認、トイレ又はポータブルトイレの移動・移乗の援助、排泄行為の援助、後始末の援助、トイレ又はポータブルトイレの洗浄、排泄確認の記録、失禁の場合の清拭・洗浄、失禁した衣類の交換と後始末
- ・入浴介助
入浴前の浴室の確認、体調把握と入浴の観察、浴室・脱衣室から居室までの移動の援助、着脱更衣の援助、洗体援助、浴槽移動の援助、浴槽内の姿勢保持、体の拭取援助、入浴後の状態観察、入浴援助の記録

- ・更衣介助

脱衣する行為の環境の整理、脱衣行為の順序の説明、脱衣の確認、脱衣した衣類の整理、脱衣前から脱衣終了までの利用者の状態観察

着衣となる衣類の準備と確認、着衣行為の環境の整理、着衣行為の順序の説明、着衣の確認、着衣前から着衣終了までの利用者の状態確保

- ・移動介助

移動する場所までの安全の確認、移動前の準備、移動方法の説明、移動の援助、移動前から移動後までの利用者の状態観察、移動後の安全体制の援助

- ・ベッドサイド

おむつ交換、体位変換、ベッドメイク、身体清拭、整容援助

- ・その他の介助

水分補給、服薬援助、口腔洗浄

(2) 家事援助

- ・調理支援

献立の確認、調理実施の確認、利用者の食事に対する意欲の把握、一連の調理の流れの把握と説明、調理の準備、調理実施、できあがった食事の保管、調理に使用した器具の洗浄と整理、使用した食材料の残りの保管整理、ゴミの整理、調理場の清掃

- ・洗濯支援

洗濯の確認、実施の確認、利用者の洗濯に対する意欲の把握、利用者の洗濯物の選別、洗濯、洗濯物の脱水と干し、乾いた洗濯物の取り込み、洗濯物の整理、アイロンの必要な洗濯物のアイロンかけ、洗濯場所、干し場所、整理場所の後片付けの確認

- ・買物支援

買物の確認、実施の確認、利用者の買物に対する意欲の確認、買物内容の把握と確認、金銭授受に対する手続きとその確認、代用品の確認、特定店の確認、買物、購入物品の確認、代用品の確認、金銭収支の計算と記録、買物状態の観察、レシート領収書の特定場所への保管

- ・掃除支援

掃除の確認、実施の確認、利用者の掃除に対する意欲の確認、掃除内容の把握と確認、掃除道具の確認、掃除、掃除の片付け、ゴミの処理、掃除場所の確認

(3) 通院等介助

- ・病院への通院等のための移動介助

- ・官公署での公的手続き、若しくは法に基づく相談支援事業所への障害福祉サービスの利用に係る相談を利用するための手続き等に係る移動介助

(4) その他のサービス

・介護等の相談

介護にかかる援助方法や助言などをアドバイス

7. 利用料金について

(1) 介護給付費支給対象サービス利用者負担額

サービスに要した費用の原則1割。ただし、1ヶ月の利用者負担額の合計は月額負担上限額までとします。

月額負担上限額については、各市町村長が決めた額。(障害福祉サービス受給者証に記載されています。)

ただし、利用者の身体的理由により1人のヘルパーによる介護が困難を認められる場合等であって、同時に2人のヘルパーによってサービスを提供した場合は、2人分の料金を頂きます。

※ 事業所が利用者に代わり市町村から受領した介護給付費の額については、利用者に通知します。

サービスの種類時間等		利用料	自己負担額上限
身 体 介 護	30分未満	2,550円	255円
	30分以上1時間未満	4,020円	402円
	1時間以上1時間30分未満	5,840円	584円
	1時間30分以上2時間未満	6,660円	666円
	2時間以上2時間30分未満	7,500円	750円
	2時間30分以上3時間未満	8,330円	833円
	3時間以上	9,160円	916円
	3時間以上30分増すごとに加算	830円	83円
家 事 援 助	30分未満	1,050円	105円
	30分以上45分未満	1,520円	152円
	45分以上1時間未満	1,960円	196円
	1時間以上1時間15分未満	2,380円	238円
	1時間15分以上1時間30分未満	2,740円	274円
	1時間30分以上	3,090円	309円
	1時間30分以上15分増すごとに加算	350円	35円

◆新規に居宅介護計画等を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回の居宅介護等を行った場合、または従業者に同行した場合に加算されます。

内 容	利用料	利用者負担額	
初 回 加 算	2,000円	200円	1月あたり

(2) 交通費

事業所の概要で示した「通常のサービス提供地域」を越えて行うサービス及び事業所から15キロメートルを超えて行うサービスについては、通常のサービス提供地域を越えた地点から1キロメートルごとに15円の交通費を頂きます。

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合には、下記の料金を頂きます。

キャンセル料：予定されていた料金の25%

(4) その他の料金

利用者のお住まいでサービスを提供するために必要となる水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者にご負担いただきます。

(5) 支払方法

上記利用料金の支払いは、1ヶ月ごとに計算し、翌月10日までに請求しますので、その月の25日までにお支払いください。

支払いは、原則として現金による支払い、銀行振り込み（別に振り込み手数料がかかります）または、銀行引き落とし（別に引き落とし手数料100円（税別）がかかります）をお願いしております。銀行振り込み若しくは銀行引き落としにて支払いを受けた場合は、契約者及びご家族が指定する送付先に領収書を送付します。

8. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

- ①居宅介護等を受けた方で、当事業者のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。当事業者のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。
- ②サービス利用が決定した場合は契約を締結し、訪問介護計画を作成し、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は介護給付費支給決定期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。
- ③居宅介護サービスの提供に当たっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

(2) サービスの終了

- ① 利用者が当事業所に対し7日間の予告期間をおいて文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。

- ② 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- ③ 利用者がサービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10日以内にお支払いいただけない場合、または利用者やご家族が事業者やスタッフに対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。
- ④ 当事業所を閉鎖または縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解除する30日前までに文書で通知します。
- ⑤ 利用者の居宅介護についての支給決定が取り消された場合、もしくは介護給付費支給決定期間終了に伴い介護給付費支給申請を行った結果、不支給となった場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。

(3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が施設に入所した場合
- ② 利用者が通常のサービス提供地域外へ転居された場合
- ③ 利用者が死亡した場合

9. 緊急時の対応方法

事業者は、現に居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医や医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。また、ご家族が不在の場合等、必要に応じて緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

10. 事故発生時の対応方法

利用者に対する居宅介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11. 苦情・相談及び虐待防止に関する相談窓口

- ・ 担当者・・・波多野 りゆ子
- ・ 電話番号・・・097(597)－8976
- ・ 受付時間・・・8:30～17:30

◇ 当事業者以外に、以下の窓口でも相談・苦情を受け付けています。

- ・ 担当部署・・・大分市役所・障害福祉課
- ・ 電話番号・・・097(537)－5658
- ・ 受付時間・・・8:30～18:00

- ・ 担当部署・・・大分県社会福祉協議会・福祉サービス運営適正化委員会
- ・ 電話番号・・・097(558)－0301
- ・ 受付時間・・・9:00～17:00

- ・ 担当部署・・・大分市障がい者虐待防止センター
- ・ 電話番号・・・097(585)－6003
- ・ 受付時間・・・9:00～17:15

はんだヘルパーステーション居宅介護 重要事項同意書

サービス内容について、はんだヘルパーステーション居宅介護重要事項説明書を交付のうえ重要事項を説明しました。

説明日 令和 年 月 日

事業所 名称 はんだヘルパーステーション

説明者 職種 _____

氏名 _____

私は、はんだヘルパーステーションを利用するにあたり、はんだヘルパーステーション居宅介護重要事項説明書を受領のうえ、この内容に関して事業所の担当者から説明を受け、十分理解したうえで同意します。

同意日 令和 年 月 日

利用者 氏名

住 所 _____

代筆者 続柄 ()

代筆理由: 手が不自由 認知症 その他 ()

利用者の家族等

氏名

住 所